

ご注意ください

電気通信主任技術者試験 経歴証明書の作成にあたって！

平成24年4月 (財)日本データ通信協会

★ 申請書提出の際は記入漏れ等がないよう再確認してください。

提出された申請書類に不備(記入漏れ・添付漏れ等)があり、適正な審査が出来ない場合は、ハガキ等により不備内容をお知らせしますが、期限内に再提出されない場合は受験となります。また、審査上重要項目が空欄や事実と認められない場合は受験となりますのでご注意ください。

平成23年度第2回主任技術者試験 書類審査時の主な不備内容

- ① 「実務経歴の内容」欄の業務が具体的に記入されていない
- ② 「従事した電気通信事業者名等」欄に無記入又は誤記入がある
- ③ 一つの記入区分に実務経験期間3年を超えて記入している
- ④ 「実務経験期間」欄の「年月部分」に無記入又は誤記入がある
- ⑤ 卒業証明書が添付されていない

★ 申請者自身が実務経歴の事実を適正に記載してください。

○実務経歴での対象業務

事業用電気通信設備の工事・維持・運用に従事した実務経験のみが対象です。

(原則は直接従事業務ですが、直接従事部門の管理・監督業務も対象とします。)

業務内容は、エリア、ビル、システム、設備名等を含めて具体的に記入してください。

対象外業務、対象外設備の実務経験の経歴は免除対象になりません。

☆対象外業務

- ・ 研究、開発、研修、法人営業、資材調達部門の業務
- ・ 端末設備等の接続工事等の業務

☆対象外設備

- ・ 登録、届出電気通信事業者以外の電気通信設備

○指導監督的実務経験とは、企業における係長以上の職位での実務経験などをいいます。

○学歴及び実務経歴による試験免除科目の申請において、専修学校又は各種学校における学歴は免除対象とはなりません。

○資格及び実務経歴による科目免除の申請では、資格取得後に所定の経験期間が必要です。

例:線路主任技術者の資格を有する方が、伝送交換主任技術者試験で専門の免除を申請する場合は、線路主任技術者資格取得後に2年の実務経験期間が必要です。

平成23年第2回主任技術者試験での主な免除不可内容

- ① 実務経験期間が不足している
- ② 申請学歴が免除学歴と合わずに実務経験期間が不足する
- ③ 免除対象外の実務経験業務内容を記載している

★ 経歴証明書の作成に関する問合せ先

事業推進部 経歴審査担当

TEL :03-5907-5957(受付時間:9時~17時) Email: keireki@dekyo.or.jp